

競争ルールの検証に関するWG（第54回）

1 日時 令和6年3月28日（木）10:02～11:38

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

塚本公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長補佐

○ヒアリング対象者

森川 博之 東京大学大学院工学系研究科・教授、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、
一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会

○総務省

渋谷総務課長、井上料金サービス課長、安西消費者契約適正化推進室長、
平松番号企画室長、古田料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆さん、おはようございます。本日もお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻を若干過ぎましたが、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ第54回会合を開催いたします。

本日は、大橋構成員から、御都合のため御欠席という御連絡がございました。

なお、本日の会議もオンライン方式による開催とさせていただきます。

議事に入ります前に、事務局から連絡事項等の説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。

本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

なお、今回の会合から使用するウェブ会議システムが変更となっておりますが、前回までのヒアリング同様、チャット欄は、構成員、オブザーバーの皆様、事務局、ヒアリングに御参加いただく関係者の方々からは御覧いただけますが、傍聴者の皆様からは見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日はヒアリングということになっておりますので、まず、関係者ヒアリングの進め方及びヒアリング事項について、事務局から御説明いただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料54-1に基づき、ヒアリングの進め方及びヒアリング事項を御説明します。

1 ページ目を御覧ください。関係者ヒアリングについてでございます。本日は、これまで御議論いただいた内容のうち、ミリ波対応端末、端末下取りサービス、不良在庫特例について、関係者へのヒアリングを行いたいと思っております。

2 ページ目を御覧ください。こちらはMNO 4者に対する具体的なヒアリング事項でございます。ミリ波対応端末、端末下取り、不良在庫特例についてそれぞれヒアリングを行いたいと思っており、具体的な内容につきましては、こちらのスライドを御参照いただければと思います。

3 ページ目を御覧ください。全国携帯電話販売代理店協会様へのヒアリング事項でございまして、ミリ波対応端末、不良在庫特例についてヒアリングを行います。具体的な内容につきましては、こちらのスライドを御参照いただければと思います。

4 ページ目を御覧ください。本日のヒアリングの進め方でございます。最初に、ミリ波につきましては、外部有識者として東京大学大学院工学系研究科の森川教授へのヒアリングを行いたいと思います。まず、森川教授から御説明いただき、その後、質疑応答を行います。その後に事業者等へのヒアリングを行うこととし、MNO 4者、全国携帯電話販売代理店協会様から5者連続で御説明いただいた後に、まとめて質疑応答を行うことを考えておりま

す。

5 ページ目を御覧ください。こちらは参考となりますが、内閣府が事務局をしております規制改革推進会議スタートアップ・投資ワーキンググループにおける議論を御紹介します。規制改革推進会議スタートアップ・投資ワーキンググループにおいて、5 G 普及に向けた通信基地局の整備等の促進に係る見直しについて議論が行われ、そのうちの論点項目の1つとして、5 G に対応するスマートフォンの機種拡大について議論が行われております。

2月に開催されました第4回会議の事務局資料を抜粋したものでございますが、5 G に対応するスマートフォンの機種拡大に向けた課題として、5 G を利用する上でミリ波に対応していない機種が一部存在する課題がある。また、端末側においてミリ波に対応しなければミリ波の特徴を享受できないとされております。

ワーキンググループにおける議論の結果、座長の総括として、総務省に対し、ミリ波に対応するスマートフォンの機種拡大のために必要な対応の検討を行うことが示されたところでございます。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、早速関係者ヒアリングに進みます。

先ほども御紹介がありましたように、本日は、ミリ波についての有識者として、東京大学大学院工学系研究科教授の森川様に御出席いただいております。本日のヒアリング事項の1つであるミリ波対応端末に関する事項について議論を行うに当たりまして、ミリ波についてのさらなる理解を深めるため、森川様にミリ波についての御説明をしていただきたいと存じます。

それでは、東京大学大学院工学系研究科の教授、森川様から発表をお願いします。

どうぞよろしくをお願いします。

【森川教授】 皆様、おはようございます。今日は、ミリ波についての応援演説みたいなものをさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

次のスライドをお願いします。ポイントはこの3点かなと思っています。皆様方には御案内の内容も多々あるかもしれませんが、そこは御容赦いただければと思います。

まず、1点目は、5 G、5 G と言っていますが、結局のところ、真の5 G 体験を引き出そうとするとやっぱりミリ波になってしまうということです。2つ目は、6 G の検討が今始まっていますけれども、6 G から7 G へ着実にこの分野は進展していきますが、そうすると確

実に高い周波数帯を使わざるを得ないので、その前哨戦としてミリ波というのがあるという事です。最後は、これは期待なんですけれども、ミリ波がうまくいけば、これは物すごく新しい市場の創出につながるということになりますという、この3点をお話しさせていただきます。

次をお願いいたします。5年ぐらい前ですか、総務省がいつも使っていた5Gのポンチ図です。残念ながらいまだに実現できていません。なぜこれが実現できていないのかというと、帯域が足りないからなんです。本当の意味での5Gを実現しようとしたらやっぱり帯域が必要で、帯域をきちんと確保しなければいけないということです。帯域があればこの5Gで盛り上がっていた、5年ぐらい前ですか、そこで言われていたことが実現できるんですけども、残念ながら帯域がそこまで使われていないのです。個別にみていくと、設備投資が大変だよとか、端末がないよとかいろいろなことがあるわけなんですけれども、帯域さえあればここで言われていた5Gというのが本当に実現できるということです。

次をお願いいたします。皆様方御案内のとおり、ミリ波の一番のポイントって帯域が広いことにあります。

次をお願いいたします。総務省が割り当てている帯域、これもミリ波が圧倒的なわけです。トラフィックは確実に増えていて、今までの周波数帯だけだとどうしてもトラフィックが目詰まりとかいろいろなことで収容できなくなってきたという状況です。ミリ波というのは非常に貴重な周波数帯域で、これを最大限うまく活用できれば、それは今とは全然違う世界が出てくるよなと思っています。ただ、皆様方御案内のとおり、今、日本だけではないんですけれども、立ちすくみ状態にあるというのがミリ波の状況だと思っています。

次をお願いいたします。それでは、ミリ波で一体全体何ができるのか、これもいろいろな方々がいろいろなことを昔から言っているわけなんですけれども、これはGSMAです。帯域が広いので、今考えられているいろいろなことが実現できるようになるよな、いろいろなところでいろいろなユースケースが出てくるはずだよなというようにGSMAは言っています。

次をお願いいたします。英国政府科学庁です。Wireless 2030というもので、このような世界、あるいはこういうようなユースケースということで盛り上げていかないといけないんじゃないかということをおイギリス政府も言っています。

次をお願いいたします。昨年、イギリス政府はWIRELESS INFRASTRUCTURE STRATEGYというものをしています。ここでも真の5Gというのが必要で、それに向けて政府はいろいろな政策パッケージを最大限利用しながら新の5Gに向けて支援していくことが大切だという

ことをとうとうとうたつたレポートになっています。

次をお願いします。ここにStandalone 5Gと書いてありますけども、SAです。5G SAを使うことによってアップロードのキャパシティは増えるし、低遅延のサービスもできるようになるし、reliability、mission-criticalなサービスも実現できるようになるので、政府としては2030に向けて、真の5Gに向けて野心的ないろいろなことを考えていきたいということを、ambitionと書いてありますけれども、そういう野心を実現するためにありとあらゆる政策パッケージ、資金の分配もそうなんですけれども、政府としては支援していくということをうたっています。

次をお願いいたします。じゃあ、ミリ波って一体何なの、どういうユースケースがあるのと。皆様方も御議論いただいているかと思えますけれども、残念ながら今そんなにミリ波だからすごいよねというのはあまりありません。アメリカではミリ波対応端末が普及していますのでミリ波を非常にトラフィックが多いところで使って、新しいエクスペリエンスをお客様に提供していこうというのがあります。一番典型的なものが、こちらの右側にありますスタジアムです。スタジアムには膨大な人がいますので、今までの4Gとかでは全然駄目なので、5Gのミリ波を使って新しいユーザー体験というものをお客様に提供していこうというのがなされています。

左下は、これは有線なんですけど、トラフィックは増えていく、これは僕みたいな昭和の人はなかなかこの感覚はないんですけど、もうとにかく若い人たちはトラフィックを使いまくりますので、これはどんどん増えていく。ちょっと余談になりますが、4Gが始まったときに動画をがんがん流すようになるよねというように言われてはいたんですけど、僕自身、そんなに動画ってみんな使うのかななんて思っていたんですが、その感覚が間違っていて、広告も全て動画でがんがん流すようになってきて、この流れというのはもう戻ることなく、今も進展しているわけです。トラフィックというのはどんどん増えていく。そうすると、今我々ができることというのは、新しい別の周波数帯を割り当てない限りはミリ波を使わざるを得ないよねと思っています。

次をお願いします。そうすると、ここにスピルオーバー効果と書いてありますけれども、ミリ波には、先ほど申し上げたとおり高トラフィックコンテンツとか高トラフィックエリアのトラフィックの吸収が可能だと、それだけの帯域があります。そうすると、もしもミリ波がうまくいっていろいろな所で使われるようになれば、そのエリアではミリ波でそういう高トラフィックコンテンツを吸収していったら、それ以外の周波数帯のユーザーの皆様方の通信混

雑というものを緩和できることになるわけです。そういった意味でいうと、ミリ波が普及すれば、ミリ波対応端末のユーザー以外の方々にも恩恵があるということになります。

それでは、次をお願いいたします。また、真の5Gが登場してくるとネットワークスライシングというものができるようになるわけです。これは通信のパイプをスライスして、それぞれブロードバンドとか低遅延とか信頼のあるスライスというものにつくり込んでいくということになるわけですが、将来的なイメージとして、次のスライドをお願いいたします。

このような形で、例えばスマホにいろいろなアプリがありますが、アプリごとに通信に課せられる要件というのは違って来るわけです。ここで言うと、例えば個人のSNSとか、会社のSNSとか、ゲームアプリとか、銀行アプリとか、それぞれ要件が違って来る。会社のSNSだと信頼性が必要だよとか、ゲームアプリだと低遅延と信頼性が必要だよ、銀行アプリだと信頼性とセキュリティが必要だよということ、アプリごとに要件が異なってきますので、それをネットワークスライシングといったテクノロジーで収容していくという新しい世界が実現できるというのも5Gのポイントになるのかなと思っています。

それでは、次をお願いいたします。これは5Gが盛り上がったときに僕がちょっと作ったものですが、5Gって結局何なのかというと、今我々が何かするときには、何やかんや制約が必ずあるわけです。その制約が少しずつなくなっていく世界を実現するためのインフラが5Gだよということ、5Gというのは制約がなくなる世界に向けての一步というように5年ぐらい前に整理しました。

次をお願いいたします。例えば、5Gが進んでいくと端末の制約がなくなるということです。今、端末側にいろいろな機能を埋め込んでいるわけです。しかし、大容量、低遅延といったような5Gが出てくることによって、少しずつ端末というのは画面と通信機能だけになって、機能自体はクラウドに行くようになる。例えばクラウドゲームなんかが典型的なんですけれども、今のゲーム端末というのは端末側に物すごい高性能なCPU、GPUを積んでゲームをお客様がされているわけですが、少しずつ機能がクラウド側に行くことによってゲーム端末が自由になっていく、非常にシンプルになっていく、そのことによってゲームデザインが非常に自由になっていくというのも、これは非常に大きなインパクトになるかなというふうに思っているということです。

下のAR/VRもそうです。これも今は端末側が物すごく高機能なのでめちゃくちゃ高く、めちゃくちゃすごい機能が端末側にあるんですけれども、これもクラウド側に機能をどんどん移管していくことになっていくのかななんていうのもあり得るかなというのが一

つです。

また、2つ目、場所の制約も多分なくなっていくと思っています。今、現場でやらなければいけない作業、業務プロセスがたくさんありますけれども、それが少しずつセンターに集約されていくよねというのも僕が5Gに期待していたことになります。こういうのは急には変わらないかもしれませんが、多分少しずつこういう方向に進化していくんだろーと思います。例えば建設・土木などの現場、今はそこに行かないといけないわけですが、こちら側の集約された非常にファッショナブルなオペレーションセンターみたいな所から建設機械みたいなものも操作できるようになると、作業員の高齢化に伴う技術伝承への対応とか、労働力不足解消にもつながります。

次をお願いいたします。そうはいつでも5Gは普及していないじゃないかということで、これはもう御指摘のとおりです。5Gというのは何なのということで、これはSKテレコムが昨年出した図です。これはほかの方々も言っていますが、結局5Gというのは6Gに向けての前哨戦というんですか、6Gで花開く、そのためのファーストステップが5Gというように認識しておくといいのかなど。実はこれ、今までの1G、2G、3G、4Gのときと一緒に、例えば3Gのときも、3Gは実はそれほどじゃなかったんだけど、4Gで花開いたわけです。NTTドコモの尾上さんは奇数世代は失敗、偶数世代で成功するというような尾上の法則みたいなことを言われていますけれども、僕も同じ感覚で、5Gというのは今のような感じで多分進んでいきますが、それが6Gになって花開いていくことになると思っています。そして、6Gになると今まで以上に今使っている周波数帯よりも高い周波数帯が確実に必要になりますから、そのための前哨戦としてミリ波というものを捉えておくのが良いと思っています。

次をお願いいたします。こちらは皆さん御案内のとおりですよ。5Gが今立ちすくみ状態だというのはこの3つがないからということで、インフラ整備がされていない。これは通信事業者は大変なわけです。お金がかかるわけです。まだユースケースも出てきていない、端末もほとんどないということで、これをどうしていくのということで、このうちの1つをやればうまくいくということではなくて、これは政府もそうなんですけど、いろいろな政策をとにかく突っ込みながら支援していくしかないのではないかと思います。

次をお願いいたします。国はなぜミリ波に投資していくのかということなんですけれども、新しい市場がここで立ち上がるということを僕としては期待したいと思っています。一番上に書いてあるミリ波エンジニアリングというのは、ミリ波というのは皆様方御案内の

とおりに非常に扱いづらい周波数帯で、すり合わせ的なきめ細かな調整技術などが必要となります。これはお金をかければ僕はできると思っていて、もちろんお金がかけられないからうまくいかないんですけど、お金をかければこれはうまくいくと思っています。そして、こういったエンジニアリング技術がビジネスになっていくのかなと期待しています。これができたら日本は新市場の開拓者となり、諸外国から見てもさすが日本だよねというようになっていくのかなと思っています。それが1つ目です。

あと、高機能化部品に関しては、日本企業が強みを有していますので、この観点でもミリ波を立ち上げていきたいよねというのが2つ目です。

3点目は1点目とも関係するんですけど、ミリ波がもしうまくいったらですが、これは物すごい日本市場の魅力になるわけで、そうすると対内投資を促進することができる。残念ながら通信の分野は、御案内のとおり、日本はどんどん右肩下がりで、諸外国から見てのインパクトがどんどん下がってきている。しかし、その中でミリ波というのは日本が強みを有している分野の一つかなと思っているので、それが3点目です。

4点目は、それでうまくいって可能性を出せば、6G、7Gに向けてもう一度、日本はすごいよね、日本市場ってすごいよねというようになっていくということをミリ波で期待しているということです。

次をお願いします。こちらはサマリーになります。これが全てで、御覧いただければいいと思います。いろいろな御意見はあろうかと思いますが、ミリ波には可能性があると思っていて、そのためには政策を総動員していく、もちろん技術開発も必要です。いろいろなことをやりながらミリ波の可能性というのをもう一度追求したいと思います。それが日本の通信分野において1つの光なのだろうというのが僕の感覚で、通信ベンダーからしても1つの光になるのかなと思っているというところでございます。

皆様方には御案内のことも多かったかと思いますが、お話しさせていただきました。ありがとうございました。

【新美主査】 どうもありがとうございました。非常に簡潔に、かつ分かりやすく御説明いただきました。これからの議論に非常に示唆的なところもあるかと思っています。どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。ただいまの森川先生の御説明について御質問、コメントがございましたらお願いします。

大谷さん、どうぞ、御発言をお願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。森川先生、プレゼンテーション、どうもありがとうございました。非常に期待の技術だということで、以前からももちろん注目していたところをコンパクトに教えていただきましてありがとうございます。

5G、6Gの技術、特にミリ波の普及によって新たな技術革新につながっていく可能性というのは大いに期待しているところなんです、別の観点からもし教えていただける点がありましたらということで、通信のトラヒックというのが5G、6Gで増えていくことによってエネルギー消費が高まっていくということが想定されていると思います。GXとDXを両立させるということが非常に重要だと思っております、5Gの技術の中にはエネルギー消費をより効率的にするための技術ということも含まれていると理解しているんですが、今後ミリ波を活用していくことによってGXに与える影響、例えばカーボンニュートラルの進展につながるような可能性などについて御教示いただければ、これは5Gの利用者だけではなく社会全体にとっての利益につながる点もあるかなと思っております、その点を御知見の範囲で教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【森川教授】 大谷さん、ありがとうございます。

GXとかカーボンニュートラルの文脈で言うと、ミリ波ですぐにカーボンニュートラルに資するという直接的なものはないと思うんですけど、しかしながら、実際に電力側からするとデマンドレスポンス、高速デマンドレスポンスとか含めて、とにかく再生可能エネルギーをどんどん増やしていくと電力ネットワークの制御が必要になる、電力ネットワークの制御が必要になるということは、いろいろなところから電力消費量というものを上げないといけなくなるわけで、膨大な数のIoTデバイスに制御をかけないといけなくなる。理想的に言うとバーチャルパワープラントとかもありますけれども、リアルタイムで制御したいわけですね。例えばEV端末のものをあそこへ行きなさいとか、充電しなさいとか、電力ネットワークもいろいろなところにセンサーを置いて、その情報をリアルタイムにフィードバックをかけることによって同時同量を実現できるということになりますから、こういった通信インフラがそろってことによって再生可能エネルギーをどんどん増やしても同時同量を実現できるということになりますので、間接かもしれませんが、そのような通信インフラの使い方もあるというように僕は認識していますし、そういうふうに使われてほしいなと思っています。逆に、そういうふうに使われると電力ネットワークはがらっと変わるんです。今って、例えば火力発電所を制御するのって数分に1回なんです。数分に1回、制御しているんですけど、僕らみたいな通信側からすると、秒単位とかリアルタイムで制御したい

んです。そういうような新しい電力ネットワークに資することができるかもしれないというのちょっと期待するというか、そういうインフラになってほしいなと思っています。

【大谷構成員】 ありがとうございます。想像以上の御回答をいただきまして、ありがとうございました。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【長田構成員】 森川先生、ありがとうございました。

ミリ波にたくさん期待できるんだということは分かったんですけども、今日、先生がここに御依頼を受けていらっしゃるその一つの理由に、総務省としてはミリ波を受けられるような端末を購入する場合に、ほかの端末よりはもう少し割引を大きくして国民に普及させたいという思いがあって、規制改革会議からも言われているし、総務省としての何か対策をとということだったと思うんですけども、今現在、ミリ波は日本国内でいろいろスポット的な使われ方というのはしているとは思うんですけども、どこに住んでいる人たちでもミリ波の端末を買ったことでミリ波を、今お話しいただいたようないろいろな使い方で享受できる状況に電波的にはあるとお考えなのかというのを教えていただきたいのと、あと、これは後ほどでもいいんですけども、総務省さんに森川先生がおっしゃっている大局的な見地からの施策とか、イギリスでも野心的な政策みたいな表現がありましたけれども、総務省としてはミリ波をより展開させるために、今申し上げた端末の割引以外のところでどういう政策をお持ちなのかを教えていただければと思います。

以上です。

【森川教授】 では、森川から。

ありがとうございます。端末が増えたからいきなりミリ波の云々が増えるとか、お客様にミリ波を体感していただけるというようには、残念ながら今はなりません。なぜかという、ミリ波のエリアがないからです。一方、通信事業者からすると、何でミリ波の基地局がないのかとなるとミリ波端末がないからということになります。両すくみ状態です。アメリカの有名なスマホメーカーはなぜ日本でミリ波端末を出さないのといったら、それは今基地局がないからということになります。だからこのまま待っていると何も生まれないという感じなんです。今はそんな苦しい状況です。端末だけを変えても多分駄目です。端末もミリ波端末を増やしていかないといけないし、それに加えて基地局もどんどん増やしていかないといけないし、基地局を増やすためには通信事業者に投資してもらわないといけないんで

すけど、投資余力をどのようにやっていくのかということを考えないといけないし、それとともに、ミリ波はあってよかったよね、トラフィックがスムーズだし、いいよねということも消費者にも感じていただかないといけないということで、1つだけやっても成功するという感じは、僕はないです。全部をやらないといけなくて、そこでいろいろな政策を総動員するしかないのかなというのが正直なところです。お答えになっていますか。

【長田構成員】 ありがとうございます。電波の有効評価の中でも、どうやって通信事業者さんに計画どおりにきちんと手を打ってってもらいかとか、そういうところの話が出ているところで、それを応援する意味での評価の仕方というのも委員の先生方は議論されているかなと思うんですけども、そういったことをお話しいただけてちょっと安心しました。ありがとうございます。

【森川教授】 ありがとうございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、総務省から、長田さんの質問についてお答えいただけますか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

まさに今、森川先生からも御回答がありましたように、5Gの普及に向けては端末だけをやればいいというわけではなくて、多分、様々な政策を検討していかなければならないというふうには考えているところでございます。

先日、新しくワーキンググループを立ち上げておまして、こちらは森川先生が主査を務められていただいているものでございますが、5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループというものを新たに設置しまして、その検討事項として5G普及の観点からミリ波帯の整備の推進についても今御議論いただいているところでございます。端末のみならず、インフラ整備も含めて政策について検討していただいていると理解しております。

【新美主査】 ありがとうございます。

長田さん、よろしいでしょうか。

【長田構成員】 ありがとうございます。ただ、端末の割引を増やすという資金はそれぞれの契約者が払っている通信料の中から支払われるものなので、それを総務省の政策と呼んでいただきたくはないなと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の方はございませんでしょうか。

【相田主査代理】 相田ですけど、よろしいでしょうか。

【新美主査】 相田先生、どうぞよろしく。

【相田主査代理】 すみません。OSをアップデートしたらキーボードの入力がうまくいかないのです、直接声をかけさせていただきました。

森川先生、どうもありがとうございました。それで、とにかくミリ波に関して何とか押し進めていかなきゃいけない、それから、直近ではなかなかミリ波が使える環境が少ない、でも、森川先生もおっしゃるように、みんながミリ波を使ってもらえればほかの人も助かるということから言うと、当面の一番の受益者はキャリアのほうなのかなと思うと、キャリアがお金を出すということもリーズナブルなんじゃないかなとは思いますが、ただ、この場が競争ルールなので、お金の回り方は競争中立であってほしいなと思いますと、キャリアがお金を出してお金のプールをつくって、ミリ波対応の端末であればどんなものを買った人であってもキャッシュバックが得られるような仕組みというほうがいいんじゃないかなというのが私の直感で、上限だけ緩めても、キャリアさんの意向でもってこの端末は値引くけどもこの端末は値引かないというような余地を残すというのはミリ波振興として適切ではないんじゃないかなというのが、今私の思っているところです。もし可能であれば、森川先生、何かコメントをいただけますでしょうか。

【森川】 相田先生、ありがとうございます。それは皆様方がこの会議で議論いただくのがいいかなと思っておりますので、僕は今日、ミリ波は日本では産業政策という意味合いもあるのかなと思っていて、やっぱりミリ波の可能性にかけたいよなという思いをお伝えしたいなと思っておりましたので、そこは皆様方で御議論いただければと思います。すみません。

【相田主査代理】 ありがとうございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかに発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

非常に興味深いプレゼンテーションをいただきましたし、質問も、今後の我々の競争ルールの話の中では核心をついた御意見あるいは質疑のやり取りがありましたので、今後大いに参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、森川先生、わざわざ御説明いただきましてどうもありがとうございました。

【森川教授】 ありがとうございます。

【新美主査】 それでは、続きまして、MNO 4 者様と全国携帯電話販売代理店協会様に

対するヒアリングに移りたいと思います。

それでは、まず最初に、株式会社NTTドコモ料金企画室長の大橋様から御説明いただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。

それでは、資料54-3-1に基づきまして、当社から御説明さしあげます。

1ページおめくりください。本日は、こちらの3つの論点について当社の考えを御説明さしあげます。

次のページを御覧ください。まず初めに、今森川先生からもお話しいただきましたミリ波についての当社の考えでございます。端末の値引き規制につきましては昨年12月末にルール改正がなされたというところではありますが、その目的は過度な値引き競争や、転売ヤーといった問題への対処というところで見直しを図られたと考えております。今回の緩和を仮に行う場合については、その緩和額については、そういった過去に対処した問題が再び助長されるようなことがないように配慮していくべきであると考えております。この緩和が単純な割引強化にならないような形で設定することが適当ではないかと考えております。

こちらの資料の右に掲げさせていただいておりますのは、総務省の電波の懇談会におきまして5Gビジネスデザインワーキングというものが過去にございまして、そちらの報告書の抜粋でございます。端末がミリ波に対応するに当たっては、必要な部品の原価が5,000円程度上昇するというようにまとめられております。こちらの端末の開発コストやその他管理費なども考慮すると、実際の端末価格、販売価格に転嫁された場合には1万円程度の上昇が見込まれるのではないかと考えておりまして、仮にミリ波対応端末の促進のために値引き上限を緩和するという場合においては、単なる割引強化等にならないために1万円程度の上昇とすることがよいのではないかと考えております。

次のページを御覧ください。こちらは、当社が行っております端末の下取りにおいて査定後にキャンセルができないという問題を、以前のワーキングにおいて構成員の方から御指摘いただいたものでございます。そういったキャンセルができないことについての苦情の声というのはそれほど多くはいただいていないという状況ではございましたけれども、実際に消費生活相談においてそのようなお声があるという御指摘も踏まえまして、来月からになりますけれども、郵送下取りにおける査定キャンセルというのをできるように改善を行ってまいりたいと思います。まだ具体的な日付はこれからということになりますけれ

ども、御指摘に対応してまいりたいと考えております。

次のページを御覧ください。不良在庫端末特例の見直しでございます。こちらは、全国携帯電話販売代理店協会様から特例の見直しについて要望があったと認識しております。当社においては、昨年12月末に27条の3の規律を見直した際、一昨年の秋ぐらいからこの議論が始まっておりましたけれども、特段この規律についての見直し要望をしていなかったというところもありまして、具体的にどのような形で見直してほしいという当社としての意見はないわけでありますが、見直しによって柔軟かつ迅速な業務運営に資することができるのであればその見直しには賛同いたしますので、具体的な内容はぜひ御議論していただければと考えております。

次のページを御覧ください。ここからはヒアリング項目についての一問一答を記載しております。

次のページを御覧ください。少し補足になります。相田先生から、たしか以前の会合において端末を利用される方、ミリ波端末とそうでない端末、もしくは端末の価格帯と支払い額との関係についてデータをという御意見をいただいていたと承知しております。ARPUについて出してほしいという話をいただきましたが、ARPUについては総収入を稼働利用者数で割るという全体の割り算で計算しておりますので端末当たり幾らという形が難しいものですから、端末ごとのユーザーの請求額という形でお示しさせていただいております。具体的な数字は構成員限りとなりますけれども、御覧のような形となっております。

以降につきましてはその他のQ&Aについて記載しておりますので、御覧いただければと思います。当社からの説明は以上でございます。

【新美主査】 御説明、どうもありがとうございました。

なお、御質問等は各事業者様からの御報告が終わった後にまとめて行いたいと思いますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

それでは、続きまして、KDDI株式会社渉外統括部長の山本様から御説明いただきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

【KDDI】 KDDI、山本です。

それでは、資料54-3-2で御説明させていただきます。目次は3つありますが、まず最初のミリ波対応端末について、スライドの4を御覧ください。こちらはミリ波の利用シーンでございます。これは先ほど森川先生から御説明いただいたとおりの内容ですのであま

り細かくは申し上げませんが、周波数の特性上、カバレッジというのはミッドバンド、それからローバンド上にスポット展開をしていくと。現実的な利用シーンとしてはトラヒックの高密度エリア、あるいはソリューションニーズへの対応と、こちらの図でお示ししているとおりの利用シーンを想定しております。

続きましてスライドの5、こちらはメリットとデメリット、それから周知の内容でございます。左側書いてありますのは教科書的な内容ですので御説明は省略させていただきます。右側の表示なんですけれども、エリアマップ上にミリ波利用が可能な場所を具体的に表して、お客様に御案内しているという形を取っております。

続きまして、スライドの6をお願いします。こちらは普及促進に向けて、これもずっと議論いただいておりますとおり、本格普及期に向けてエリア整備、サービス、それから端末、この三位一体で普及を図ることが重要であるということは言うまでもありません。ただ、その際、ミリ波のメリットを享受できる時期を見据えたミリ波対応端末の普及促進という考え方が大事でありまして、特にミリ波普及が本格化する時期の見極めというものも非常に重要な要素であろうかと思っております。

続きまして、スライドの7をお願いいたします。こちらはマイルストーンでございます。ミリ波対応端末の普及は将来に向けての取組というのが必要であります、まずはデジタル田園都市国家インフラ整備計画の目標であります5G人口カバー率を確実に達成していくことが大事であると考えております。真ん中のブルー、紺色のところが5G人口カバー率でございますが、ミリ波につきましては2020年代後半、2030年、この辺りが本格普及するタイミングであろうかと思っておりますので、この辺りにターゲットを絞って取り組んでいくということかなと思っております。

スライドの8です。こちらは電波政策懇談会で弊社がプレゼンした資料ですので、この説明は省略させていただきます。

スライドの9を御覧ください。こちらは普及のための施策について、特に端末割引4万円ルールの適用についてでございます。ミリ波対応端末に限定して割引上限を緩和しても懸念されますのは、ミリ波端末の普及に伴って現行の4万円ルールが形骸化するおそれがあると考えます。当然最初のうちは限定的なだけけれども、ミリ波対応端末が普及したら最終的に4万円ルールが消滅するということにもなりかねません。ですので、割引上限緩和をもし検討するのであれば、時限的措置を取るといった場合であっても、どの開始時期、それから終了時期の見極め、どのような状況となれば政策目標が達成されるのかと、この辺りの基

準をあらかじめ策定して緩和策の終了時期を見極める必要がありますが、これがなかなか難しいかなと、この辺りを丁寧に検討する必要があると考えております。

続きまして、スライドの10です。ミリ波対応端末のみの割引上限の見直しについて、拙速に結論を出すのではなくて、先ほど申し上げましたようにいつどのような対応が必要なのか、これも海外の動向も見ながら制度設計について慎重な議論が必要かなと考えております。先ほど森川先生からも大局的な見地から政策を総動員しという御示唆もいただいておりますけれども、例えば国の補助金による端末メーカーの支援ですとか、あるいはマイナポイントの活用など、政府主導の施策の実施というものも含めて考えていただければありがたいなと思っております。

続きまして、スライドの11、こちらは参考でございます。ARPUについて、ミリ波対応端末に限らず、高価格端末の利用者のARPUは全体に高くなる傾向ですが、細かな弊社としての分析については構成員限りとさせていただきます。

続きまして、スライドの13以降は端末の下取りサービスについてでございます。特に買取価格について、お客様の認識と査定にずれ、齟齬がある場合の対応についてです。お客様のニーズあるいは利便性向上を踏まえまして、通常品以外の査定となった場合にキャンセルできるよう、弊社としては秋頃を目途に対応する予定を考えております。もちろんできる限り前倒しというものを含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、不良在庫特例の見直しについてでございます。こちらはスライドの15をお願いいたします。不良在庫端末の特例は、現在製造が中止されているのか、いないのかによって割引上限が異なる仕組みとなっております。ただ、現在はグローバル共通端末を調達する、あるいはそれを販売するビジネスモデルに変化しているわけですが、グローバル共通端末の製造中止は日本のモバイル市場とは無関係であるというところがございまして。そういう観点から、製造中止の有無にかかわらず、最終調達日からの経過期間によって割引上限が決定される仕組みに見直しをしていただければと考えております。

スライドの16はもう少し具体的な内容でございます。最終調達日からの期間及び割引上限についてなんですけれども、スマホの新陳代謝が非常に激しくて、1年ごとに新端末が販売されるような状況であり、端末の調達というものは物によりケース・バイ・ケースではありますが、弊社の場合ではおおむね端末調達期間は半年間に行われるということに鑑みまして、以下のような見直し、基本的な考え方は右側にありますけれども、製造中止有無を条件にするのではなくて、先ほど申し上げましたように最終調達日からの期間、6か月以上

とか、あるいは割引上限も対照価格の半額以上にしていただければと思います。

ただし、ここも慎重に考えないといけないということで、スライドの17でございます。やり方によっては、例えば初期調達の際に大量調達する、これはあまり適正ではない、不適切な調達というイメージなんですけれども、そういったことをすることによって最終調達日イコール初期調達日みたいな、そういうあまりよろしくない運用になったりすると最初から大幅割引が可能になるというような、いろいろよろしくない事例も考えられます。そういうことを考えますと、この辺りの不良在庫特例というのは最終的な手段、本当の最終的な手段ということを踏まえますと、少なくとも最終調達日から1年間は特例適用できないという形で潜脱的な運用というのを抑止できるのではないかと思います。具体的に言いますと右下のところでございますが、最終調達日から12か月、割引上限につきましては対照価格の8割、こちらをひとつ提案させていただきます。

スライドの18でございます。もちろんこれは当たり前の話でございますけれども、端末調達につきましては需要予測をしっかりとまずやる、それに基づいて調達を実施する。ですから、不良在庫とならないような適正な端末調達するということは、もちろんこれは言うまでもないと。その上で、どうしても先ほど申し上げましたように不良在庫が発生した場合については、より柔軟な措置を御検討いただければというところでございます。

弊社からは以上です。ありがとうございました。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、ソフトバンク株式会社通信サービス統括部統括部長の吉岡様から御説明いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

【ソフトバンク】 よろしくお願ひいたします。

資料をめくっていただけますでしょうか。まずは、ミリ波対応端末の件についてお話しします。

次をお願いします。こちらはミリ波の特性などを記載したものですので、今までにお話が出ていますので、ここは省略いたします。いずれにしましても、サービスの普及というのがポイントではないかなと考えております。

次をお願いします。ミリ波端末の割引上限の見直しについてなんですけれども、考えておりますのは、今回ミリ波が狙上に上がっているんですが、今後もミリ波以外で同じように最新のテクノロジーを搭載した端末をどう普及させていくかといったようなことをその都度

繰り返し考えなければいけなくなると思いますので、まず、幾つか整理しておく必要があるのではないかなと思っております。まずは、例外対象とする機能やテクノロジーの基準です。例えば、今後6Gなんかも出てくるでしょうから、こういったものはどうするのかということです。

2番目は適用の期間です。これは永年適用するのか、あるいは期間限定にするのか、限定にするのであれば、それはどれぐらいの期間にするのかといったことで、実際ほとんど全ての端末にミリ波が搭載されてきたときに、まだ上限を緩和したままにするのかといったようなことは整理しないといけないと考えております。

続きまして、その上限額です。割引額の上限を緩和するのであれば、それは一体幾らまでオーケーとするのか、そしてその根拠はどうするのかといったようなことを整理しておく必要があると考えます。

続きまして、端末の下取りサービスについてです。こちらは、郵送の受付のときに、申込みをした後にキャンセルできないというような運用に現在なっております。これも以前指摘されまして、このことは問題ではないかというような御指摘を受けました。そして社内でもどれぐらいこれに対してのクレームが入っているかということ調べたところ、ほぼ皆無ではあったのですが、そういう相談が入っているということは重く受け止めまして、運用を変えようということで、申込み後でもキャンセルを可能とする方向で、今その調整をしております。時期につきましてはまだ明確には言えないんですけども、24年度中のできるだけ早い時期に実現しようと思っておりますが、今のところまだ時期は未定ということになっております。

続きまして、3番目の不良在庫特例の見直しについてです。こちらの上の図に書いておりますのが現行のルールです。これは今のルールですので詳しくは説明いたしません。まずは、大枠としてルールの見直しに対しては賛成という立場です。我々としても不良在庫が発生しないように調達には細心の注意を払っておりますが、それでも一定量の不良在庫の発生というものは不可避ですので、その処理がより容易になるような仕組みというのはウェルカムかなと考えております。

具体的に検討いただきたい事項としましては、これは先ほどKDDIさんのプレゼンテーションの中にもありましたけれども、製造中あるいは製造中止された端末ということでその取扱いが分かっているんですが、これも先ほどおっしゃったとおり、グローバルの端末が海外でも売られていたら、日本国内で販売が中止されていてもそれは販売中、製造中と

いう扱いになってしまったりしますので、その辺りで国内の実情と合わないというようなことが発生しておりますので、この区分はないほうがいいのではないかと考えます。

また、最終調達からの経過期間というのはできるだけ短いほうがいいと思うのですが、一方であまり短過ぎるといっても問題かもしれませんので、この辺りの適度な期間というのは、今、我々として具体的にこうしたらいんじゃないかという提案までは至っていないので、今後こちらは検討を進めていく中で、またいろいろ御相談させていただければいいのではないかと考えております。

続きまして、4番目、次のページを御覧ください。これは今回のテーマに限らない話なんですが、本ヒアリング全般を通じての当社からの意見ということで記載しております。事業法第27条の3の制定時には、衆参両院の総務委員会で以下の附帯決議がなされています。詳細は下に書いていますが、具体的に言いますと、「モバイル市場における公正かつ自由な競争環境の確保」はもちろんのこと、「事業者の経営判断及び健全な事業活動を阻害することのないよう十分に配慮」していただくことが記載されておりますので、このことを改めてお願いいたします。特に、「通信料金と端末代金の分離にかかる事業者の指定の除外は、事業者間の公平性及び利用者の適切なサービスの選択の確保に配慮し、慎重に行う」ということが記載されておりますので、改めてこの点を強くお願いしたいと考えます。

11ページ目、よろしいでしょうか。こちらは、指定対象事業者の見直しについて閾値の議論がなされていまして、こちらは前回KDDIさんもおっしゃっていましたが、2023年12月の省令改正時にはこのように記載されております。「2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の利益を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数(約500万人)程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が少なくないとも考えられる」とされています。こちらの記載内容は僅か数か月前の内容でありまして、楽天モバイルを含む直近のMNOの競争環境の観点からも、この時点から状況は何ら変わっていないので、現在の4%の基準を変更する理由はないと考えます。

本件が本日の議題でないことは承知しているんですが、当社はこの問題に関しては極めて重要だと考えております。前回の会合がこの件に関して議論される回だったわけですが、最後にKDDIさんも指摘されていたとおり、この件について十分な深い議論がなされなかったのではないかと危惧しております。今後は、本件につきましては構成員の先生方の中で議論が深まっていくんだと思うんですが、その際には、先ほど申し上げた国会での附帯決

議の内容を十分検討の上、数か月前にまとめられた報告書の基準の見直しの考え方などを考慮に入れていただいて議論、検討いただくことを強く要望いたします。

当社からの説明は以上になります。

【新美主査】 その次は発表しないんですか、12ページは。12ページがあると思いますが、他事記載をしておいて本来の回答について説明がないというのは甚だ遺憾ですね。

【ソフトバンク】 分かりました。12ページを……。

【新美主査】 ちゃんとそこを説明してください。

【ソフトバンク】 ミリ波対応端末のARPUが高いことに対してどのように考えるか、端末別のARPUはあるかということに関しては、端末の具体的なこの数値については構成員限りとさせていただいておりますので、こちらは回答を控えさせていただきます。

ミリ波対応端末の割引上限を変更することについては、こういった傾向もあることを踏まえつつ、例外対象とする機能やテクノロジーの基準や適用期間、上限額の整理などが必要だと考えております。

すみません。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、楽天モバイル株式会社の政策渉外室長の小田様から御説明いただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

【楽天モバイル】 楽天モバイル、小田でございます。

では、本日は、今投影されています資料54-3-4に基づきまして、当社から御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

改めまして、本日、御説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

1ページ目をお願いいたします。本日、以下の3点につきまして御説明さしあげます。

まずは、ミリ波対応端末に関して御説明さしあげますので、2つ先の3ページ目をお願いいたします。先ほど森川先生からも御説明いただきましたとおり、ミリ波含めた5Gについては超高速・大容量、それから超低遅延、多数同時接続といった特徴により様々な制約を解消することで、図に例示しておりますユースケースのように社会課題の解決ですとかイノベーションの創出等を可能にしまして、結果、日本の経済成長に貢献することが期待されているものと私どもも考えてございます。

次、4ページ目をお願いいたします。一方で、ミリ波の活用促進に向けては課題がある認

識です。事業者を中心に実証実験を進めておりますが、ミリ波の普及に大きく資するユースケースの創出にはいまだ至っておりません。利用者の方々の認知、それから興味拡大といった観点でも、各事業者それぞれに利用者への周知に取り組んでおりますが、広く一般国民の方々にミリ波というものが認知されるにはまだ至っていないという認識でございます。このように事業者中心の取組だけではミリ波の活用促進には限界ございますので、業界・国を挙げて取り組む必要があると考えております。

5 ページ目をお願いいたします。こちらはトラヒックの観点で、月間総トラヒックの4キャリアにおける総トラヒックと、右側は基地局1局当たりという違う切り口でお示したものです。これを御覧いただきますと分かりますとおり、トラヒックの観点でも我が国で多くの国民の方々がミリ波を体験できていないという状況にあるという認識でございます。

次、6 ページ目をお願いいたします。海外の状況です。海外においても類似の状況だろうと捉えてございます。ミリ波の導入が先行されていたアメリカにおきましても、2021年初頭にミッドバンドの周波数帯が通信事業者に解放された後は、各社さんともに戦略を変更されまして、ミッドバンドに注力されていると認識してございます。また、以前ミリ波活用が非常に熱心とされていた韓国におきましても、基地局数の割当条件を満たしていないこと等によりまして、最初に割り当てられた大手3社さんがいずれも免許取消措置を受けたということで認識してございます。

7 ページ目をお願いいたします。繰り返しになりますが、ミリ波の活用の現状としましては、事業者中心にこれまで取組を進めておりましたが、ユースケースがいまだ実証実験レベルにとどまっております。サービスとして大きく浸透するという状況には至っていないと認識しております。こちらを打破するためにも、ミリ波については、その特性等を念頭に置いた上で広範な様々なプレーヤーの方々を巻き込みながら、ユースケースの創出に引き続き取り組んでいく必要があると考えてございます。

8 ページ目をお願いいたします。続きまして、ミリ波対応端末の割引上限変更につきまして、当社の見解を御説明させていただきます。現状、多くの方々にミリ波を活用したサービスを実感いただけるという状況にはないため、ユースケースの導入拡大がまずは利用者ニーズを高める、それによってミリ波対応端末を購入したいという消費者の方々のインセンティブになるという構造であると理解してございます。ユースケースが創出され、多様なサービスが浸透しまして市場が形成されてくることで、ミリ波活用によって端末の普及は重要な役割を担うだろう、そうしますと端末普及施策としての価格戦略も有効になってくる

だろうと考えてございます。

また、右側に例示してございますが、市場性の高い端末シリーズにおいてさらにミリ波対応をトップエンドの端末以外にも広げていくということも、消費者の方々の関心の高まりを刺激することも含めまして有効なインセンティブになり得るだろうと考えてございます。

いずれにしましても、このようにまずはミリ波を活用したユースケースができていくこと、広がっていくことでおのずと利用者ニーズが高まって端末の需要も生まれてくるだろうということから、ミリ波対応端末の割引上限変更に関しましては、インフラ整備ですとかユースケースの創出と合わせて議論していくことが重要だと考えてございます。

9ページ目をお願いいたします。最後、こちらは御参考ですが、端末価格とARPUの相関性につきまして、当社の調査結果を構成員の方々限りということでお示ししてございます。

以上でございます。次のページはまとめになっておりますので、詳細の御説明は省略させていただきます。

11ページ目をお願いいたします。続いて、端末下取りサービスに関して御説明いたします。

12ページ目をお願いいたします。現在、当社のスマホ下取りサービスにおいては、端末の買取査定が終了した後はキャンセルできないという運用になってございます。こちらの状況につきまして、1年以内をめどに改善すべく検討・準備を進めているところでございます。具体的な改善方法としましては資料の下段で御紹介しております。ちょっと補足させていただきますと2つポイントがございまして、まずは1つ目として、左下のところでございますが、お客様からあらかじめ事前にお示しした見積金額よりも実際の査定金額が低かった場合には買取りをキャンセルしたいということの希望の有無を確認いたします。その上で、2番目のところ、右下になりますが、実際そのようなことが起こった場合に、確実にお客様の御希望に沿って、御希望があればキャンセル対応するということのオペレーションを実施するといったことで設計しまして、今、検討を引き続き進めているところでございます。

13ページ目をお願いいたします。こちらは御参考として、現在の当社における御利用の流れといったところを御説明しております。

14ページ目をお願いいたします。こちらも御参考として、現在の当社の仕組みではどのようにお客様に御説明しているかというところについて、補足資料として入れさせていた

だいております。

以上が当社における端末下取りサービスの御案内になります。

15ページ目をお願いいたします。最後に、不良在庫特例の見直しに関して、当社の考えを御説明いたします。

16ページ目をお願いいたします。結論としましては、当社としては現時点で見直しの必要はないと考えてございます。といたしますのは、当社におきましては代理店様の店舗販売における端末の取引形態については、原則預託販売とさせていただいております。そういった形ですので、各代理店さんを含めた店舗における在庫数、それから販売数については当社にて常時把握するという形になってございます。当社が把握している情報に基づいて、例えば店舗間の在庫移動ですとか販促施策等を実施してございますので、不良在庫が発生しないよう当社が管理しているということでございますので、現時点で見直しの必要は認識していないということでございます。

また、端末の調達に関してですけれども、仮に不良在庫が発生した場合には代理店様が販売責任を持つことはございませんので、したがって責任のない方である代理店の方々に特定端末の販売に関して評価指標を設定するということは当然ながらございませんということでございます。繰り返しになりますが、在庫端末の販売責任は当社にございますので、過剰な仕入れがないよう、端末の調達についても当社自身で適正化を図ってございます。

当社からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会の専務理事、俣野様から御説明いただきたいと存じます。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

【全携協】 ありがとうございます。

それでは、資料54-3-5に沿いまして、私、俣野から御説明させていただきます。

3ページに飛んでいただけますでしょうか。ミリ波端末でございますけれども、ミリ波に限らず5Gの普及が携帯市場に活性化をもたらすということで、これに期待しております。④で述べておりますとおり、ミリ波のユースケースを喚起しまして、5Gの利活用の促進につながるという意味において賛同しております。一方、この趣旨に照らすと、ミリ波端末の割引はMNPのみに限定されず、機種変更にも御配慮いただければと考えております。なお、端末値引きの原資の負担先が代理店に及ぶということにつきましては、業界として受け入

れられないところでございます。

5ページにお進みいただきたいと思えます。これは不良在庫特例の見直しについてということでございますが、①の不良在庫特例の見直しは必要かという問いにつきまして、回答の②にありますとおり、経年での端末の市場価値は低下していくことに併せて価格訴求で対応できないということになりますと、販売機会を逃して廃棄損が経営を圧迫するという事態が起こります。したがって、見直しが必要であると強く主張させていただきます。

④の仕入れの適正化が図られているかという質問でございますけれども、改めてドコモ・KDDI・ソフトバンクの各ショップを現地調査いたしました。現状の仕組みを調べたところ、基本的にはジャストインタイム方式での発注の仕組みとなっておりますので、代理店のオペレーション上では過剰な仕入れはできないようになっております。この点は御安心いただければと思えます。

6ページ目でございます。こちらは、右上に記載のとおり第50回ワーキングで説明した資料の再掲でございます。右上の表のとおり、商品は経年で市場価値が低下していくということでございますので、割引上限規制の見直し前は、是非はともかくでございますが、白ロム割で対応してきておりました。しかし、改正後につきましては、最終調達日以降、その価格が下がりません、対照価格も一定以上には永遠に下がらないという問題点がございます。これによって、見直しが必要だと主張しているものでございます。販売代理店の利益は、競争WGの報告書でも御承知いただいておりますとおり上場している会社でも利益率は2～3%でございますので、代理店のデッドストックは廃棄損を生みまして、営業継続に深刻な影響を与えるという懸念がございます。

7ページ目に移っていただければと思えます。このページは、全携協から不良在庫特例の見直しの具体的な提案をさせていただいております。まず、割引上限規制の見直しによって4万円から8万円の端末は対照価格の半額までが値引き上限となりますので、左下の在庫特例にある半額までを利益提供額の上限としたところが機能していないこととなります。4万円から8万円の端末は販売構成比で3割とボリュームゾーンでございますので、この点からも見直しは必須ではないでしょうか。

また、現状のルールではメーカーの製造中止を起点としているところでございますが、過去キャリアさんからも発表されましたとおり、アップル、Google、サムスンなどグローバルメーカーにつきましては、日本市場だけを見て製造終了を判断しているわけではありません。日本の端末市場の価値と直結するのは、キャリアがメーカーから仕入れているの

をやめると意思決定した最終調達日ですので、これを起点とするのが妥当ではないかという事です。ぜひ御考慮いただければと思います。このようなことから、見直し案は「製造中止の有無に関わらず」とさせていただいております。その上で、最終調達から12か月経過で半額、24か月経過で8割、36か月経過からは値引き上限規制の対象外としていただいて、普通の家電製品のように独禁法ですとか一般法で値引きの妥当性を判断する案を御提案申し上げます。

ただ、この提案でも限りなく価値がなくなる、いわゆる1円での販売は最終調達から36か月、発売から言いますと恐らく4年程度たたないとできないということになります。従来は発売から2年以内に売り切っているという今のマーケットでございますので、新たなルールで十分なのかは、やってみなければ分からないところがございます。したがって、あくまで本御提案は最低限でお願いしたいラインでございます。米印にも記載のとおり、実際にやってみて深刻な影響が出た場合には、改めまして速やかに御相談させていただきたいと考えております。

最後に、8ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、今御説明申し上げた内容を図示したものでございます。どのメーカーも1年に1回以上、新モデルが発売されておりますので、発売から1年後を最短の最終調達日と仮定して表しております。特に売れ筋商品は発売日に全数入荷するという事などはまずないと思われまので、1年後が最短と見てよろしいかと思います。上段が現行ルール、下段が全携協の見直し案ということでございまして、左側が20万円の端末、右側が8万円の端末でシミュレーションしております。どちらも段階的な価格の下げということでございまして、最終は1円販売も最大認めていただくことが必要ということにしております。青字の最終調達日が最短でも発売から1年後と見て、1円で販売できるのは発売から4年後となりますので、決して行き過ぎた特例ではないと考えております。最低限のルールということで御覧いただければと思います。ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

全携協からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと存じます。ただいまの各者様からの御説明について、御質問、御意見、御発言を御希望の方はチャット欄でお知らせいただけたらと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

それでは、中央大学の西村さん、どうぞ御発言をお願ひします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。各社様とも、御説明ありがとうございました。私からは楽天様に1点質問を、それから、コメントを不良在庫特例について申し上げたいと思っております。

楽天様への質問は、資料の6枚目でございます。米国、韓国の事例を御紹介いただきました。特に米国において通信事業者のミッドバンドへの戦略転換ということでございます。理由は多々あるかと思いますが、楽天さんが事業者として捉えているこのような状況の評価判断というものが、もしありましたらお教えいただければと思っております。

先にコメントを、不良在庫特例の見直しについて申し上げたいと思います。今回、事業者様のほうで製造中、製造中止の区分撤廃というのが最大公約数的に示された、楽天様はそうではなかったかと思えますけれども、ただ、KDDI様の資料の16枚目、17枚目というのは非常に示唆的あるいは教訓として受け止めております。最終調達からの特例期間がある程度短いといった場合、潜脱的行為というものを誘発し、かつこれまでの業界的な対応を振り返らせていただきますと、大量調達を横並びで一気にして同時期・同程度割引というものが生じる、あるいは他社追随の可能性というものもうかがわれるのではないかなということ認識させていただきました。特例というもの、端末販売の最終的な対応、あるいは最後に処分することができるということで、期間設定と割引上限の設定というのは慎重にしなければならないと考えた次第でございます。

私からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、楽天さんに対する質問ですが、どうぞよろしくお答えください。

【楽天モバイル】 楽天モバイルでございます。ありがとうございます。

アメリカの事例に関してですけれども、アメリカにおきまして、当初、当社資料の6ページにも記載しておりますが、ホットゾーンの解消ですとか構内ネットワークにおけるネットワーク容量と速度の向上のためにミリ波を導入していたと理解してございます。2021年のミッドバンド割当後におきましては、こういったユースケースに対して、ミリ波も従来から使っていたところではございますが、よりミッドバンドを使ったほうがカバレッジのつくり方含めてユースケースに対して使いやすいということで方針を転換されたと理解しております。日本におきまして、そういう意味ではミリ波の特性を生かした、ミッドバンドでは追いつかないといったユースケースを開発していくことでミリ波の活用がより進んでいくのではないかと考えている次第でございます。

以上です。

【新美主査】 西村さん、いかがですか。今のお答えでよろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。そうしますと、ミッドバンドでは追いつかないミリ波の特性ということで、具体的にはユースケースが先行するべきなのか、あるいはインフラ整備が先行するべきなのか、森川先生の御報告の中にもありましたが、こういったものは同時進行すべきなのか、あるいは、例えば、今回の議論ですけれども、端末の割引上限などの緩和といったものを先に先行させていくべきなのか、そういった点について何か御知見、あるいはお考え等がありましたらお聞かせいただければと思います。すみません。立て続けに恐縮です。

【新美主査】 では、小田さん、どうぞ。お考えがあればということですが。

【楽天モバイル】 ありがとうございます。当社におきましては、まずユースケースが先行ではないかなと思っていて、このカバレッジエリアがほかの周波数に比較しますと限定的でございますので、ユースケースが使われるエリアをしっかりとカバーするという形でエリアを作りまして、そこに合わせてユーザーさんにも端末を持っていただくという形の普及の仕方があり得るのではないかなと考えている次第でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、全国消費生活相談員協会の西村さん、御発言をお願いします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。皆様、御説明どうもありがとうございました。

携帯端末の下取りサービスについては、真摯に御対応いただきまして大変感謝申し上げます。幾らで買い取っていただけるか分からない状態で申込みをするということ自体は、一般的な取引とは少し違った対応をなさっているのが通信業界だったので、この契機で一般的になるということを大変歓迎しております。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、北さん、御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。皆さん、御説明ありがとうございます。

ミリ波と不良在庫特例についてコメントいたします。まず、ミリ波についてですが、先ほどの長田先生の質問への森川先生の御回答を聞いて、この鶏と卵状態を脱するには端末だけではなく、ネットワーク整備、ユースケース創出等を含め政策を総動員していかなければならないということが大変よく理解できました。ありがとうございます。

また、相田先生の御意見を伺って、確かに割引上限を緩和するということが選択肢ではないということも改めて認識したところです。

その上で、もしミリ波端末の割引上限を緩和するという選択をした場合については、ソフトバンクさんの資料の3ページの内容に賛同いたします。まず、ミリ波端末に限定して割引を行う根拠を明確にする必要があると思います。今後、ミリ波以外にもいろいろな技術が出てくる場合、その都度割引上限を見直すのか、どういう場合に見直すのか、その考え方を整理する必要があると思います。その上で割引上限を見直すという場合は、その上限値と根拠を明確にする必要があります。

ドコモさんの資料では端末原価が約5,000円、そこにメーカーさん、キャリアさんの利益を上乗せしても最大1万円程度になるのでしょうか。同時に、ドコモさん、KDDIさんのプレゼンにありましたように現行の2万円・4万円ルール of 形骸化を防ぐためにも、ここからさらに2万円、3万円の割引というのは現実的ではないと思っています。かといって、1万円割引できるからといってミリ波端末の需要が急拡大するのか、Androidだけが割引対象となるのでアップルがiPhoneをミリ波対応してくれるのかについては、期待は薄いと思います。もちろん需要へのマイナスの影響はないと思いますが。そして最後に、それでも割引するのだというのであれば、いつやめるのか、その考え方や基準を事前に決めておく必要があると思っています。

次に、不良在庫特例の見直しにつきまして、ドコモさん以外のプレゼンでは製造中止という条件を撤廃して最終調達日からの期間に見直すということとして、私もその見直しに賛同します。先ほど中央大学の西村先生のコメントにありましたように、KDDIさんの資料にあるとおり、最終調達日をできるだけ前倒しして早く安売りできるようにする競争になるということがこの市場だと十分考えられます。とはいえ、KDDIさんの案にある初期調達日から最短で1年後に8割引というのは、要は1年型落ちの新品端末が8割引で売られるということですから、中古市場への影響が少なからずあると思います。これらを勘案すると、全携協さんの案が今のところ最も合理的なのではないかと考えております。もちろんこの案で中古市場に影響がないのか、ほかに潜脱的な運用がなされないか、穴がないか、などはこれからしっかりと考える必要があると思っています。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。ポイントを的確にまとめていただきました。

ほかに発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。いかがでしょうか。よろしい

でしょうか。

大谷さん、どうぞ、御発言をお願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。各事業者様からの御説明、それぞれが非常に勉強になりました。ありがとうございます。

個別の論点について確認したい点がございます。まず一つには、ミリ波端末についての値引き上限の緩和なんですけれども、値引き上限の緩和以外にも、例えば相田先生から御提案のあったような対策が取れるのではないかとということを考えますと、もう少し幅広くミリ波端末が多くの方の手元に届くようにするための施策というのは考えていく必要があると思っております。

その観点では、例えばミリ波端末の販売や、利用契約によって受益者となるMNOの方は当然ですけれども、MVNOへの競争にどういう影響が与えられるのかといった観点も重要だと思っております。実際にミリ波端末や、5GのSAなどについて提供する可能性があまり高くないMVNOの方たちに対する競争影響というものが不当な影響にならないように検討していく必要があるのではないかと思っております。

また、ミリ波端末をより多くの方に利用していただくための施策ということでは、各者が危惧されているように、ほかの端末への影響ということが生じるということについても十分に検討する必要があると考えております。

先ほど北構成員からソフトバンク様の御提案について賛同の御意見があったところで、私も非常に共感するところではありますが、ただ、これから出てくる同種の端末で普及させたいものについて、同じような施策が常に有効かどうかというのは個別に考えていく必要もあると思っております。ですので、この機会に一般的なルールとして考慮すべき要素というのを抽出することが必要ですけれども、それについて何か普遍的なルールをここで決めてしまったり考え方を示すということは、ちょっと難しさがあるのではないかなとも思っております。そういう意味では、考慮すべき要素などを中心にここでは議論して、それについてミリ波端末を当てはめた場合にどうなのかといった考え方を示していくというような考え方のプロセスを取ればと考えております。

次に、不良在庫特例です。こちらは、全携協様からの御提案が非常に腑に落ちるというか、現在何に困っているのかということ、それについて具体的な御提案をいただいております。また中古端末市場に与える影響も特にないと思われる御提案になっていると思いますので、私としてはこの御提案に賛同したいと思っております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

今日はミリ波とそのほかに2つありましたが、私は森川先生のお話を聞いていて、これまでミリ波自体のメリットだけを視野の中に入れていたのですが、森川先生がスピルオーバー効果ということをおっしゃったことは非常に印象的でした。要するに、トラヒックをふくそうさせているヘビーユーザーをミリ波のほうにある意味で追いやって、4Gのほうはちょっとゆったりできるという状況ができるということ伺いまして、これは4Gの人にとってもミリ波というのは決してよそ事ではないなと思って聞いておりました。そういう意味では、全体でミリ波をどう活用するかというのはもう少し全体での議論、ミリ波そのもののメリットではなくて、それがもたらすサブといいますかスピルオーバーの効果ももう少し十分に視野に入れたほうがいいのかと思って伺っておりました。

いずれにしても、今日の御議論は、今後のまとめの方向に入っているとあって、非常に参考になる発表と意見交換ができたと思います。

特にほかに御発言がないようでございますので、本日の議事は以上にさせていただきたいと思えます。

なお、本日のヒアリングの中で、今の時点で思いつかないことがあった、後になったらこんな点もあったということで追加の御質問等がございましたら、ショートノーティスになりますけれども、4月1日月曜日、17時までには事務局までお寄せいただきたいと思います。と存じます。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたらよろしく申し上げます。

【事務局】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

新美主査から御案内がありました。本日のヒアリング対象者に対する追加質問につきましては、事務局より改めてメールにて御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。発表していただいた方、どうもありがとうございます。また、構成員の皆様には、熱心に御議論いただきましたことを改めてお礼申し

上げます。どうもありがとうございました。

それでは、これにて失礼いたします。

以上